

韓国における食肉小売価格制度の問題点と改善方向

崔, 圭皓
九州大学農学部農産物流通学教室

梅木, 利巳
九州大学農学部農産物流通学教室

<https://doi.org/10.15017/22178>

出版情報：九州大学農学部学藝雑誌. 40 (1), pp.7-20, 1985-09. 九州大学農学部
バージョン：
権利関係：

韓国における食肉小売価格制度の問題点と改善方向

崔 圭 皓・梅 木 利 巳

九州大学農学部農産物流通学教室

(1985年4月22日 受理)

Problems of Meat Retail Price System in Korea and Their Remedy Measures

KYU HO CHOI and TOSHIMI UMEKI

Seminar of Agricultural Marketing, Faculty of Agriculture,
Kyushu University 46-07, Fukuoka 812

I 緒 言

韓国は1962年から1981年まで20年の間、4次にわたる経済開発計画を推進する中で高度経済成長を重ね、経済規模は拡大し産業構造も高度化され、新興工業国(NICS)の隊列に加わるようになった。しかし、その裏にはいろいろな問題がある。たとえば、農産物の低価格と勤労者の低賃金による農民、勤労者の低所得問題と430億ドルにもなる膨大な外国借款問題とがそれである(隅谷, 1983)。

韓国における経済成長は、農産物の低価格による勤労者の低賃金によつてなし遂げられたといつてよいであろう。農産物価格を低い水準に抑えようとする政策の一環として食肉とりわけ牛肉の小売価格が政府によつて抑えられてきている(許, 1981)。その施策の結果、牛肉の自給率は1980年の89.8%から1983年には56.4%まで低下するようになった。現在韓国政府が膨大な外国借款を抱えているという側面からみても、また真の意味の韓国畜産業の発展という側面からみても、牛肉の自給率を高めなければならない。膨大な外国借款を抱えているながら貴重な外貨を費やして年間1億ドル以上の牛肉を輸入していることは、真の意味の農業政策を欠如しているといえよう。韓国畜産業の発展のためには、畜産物の生産者価格を引き上げて国内生産量を増やさなければならない。そのためには、政府によつて低く抑えられている食肉小売価格の引き上げが何よりも重要な課題である。

食肉価格制度の基本方向は、食肉の需要に見合う安定的な供給と自給を高める方向で考えなければならない

い。そのためには、畜産業の発展と畜産農家の保護に食肉価格政策の重点を移し、牛肉輸入を抑制し、国内生産で需給を均衡させることが重要である。このような牛肉輸入の抑制と価格支持を前提とした需給均衡は、牛肉に偏った消費構造の変革を通じることによる自給率の向上、畜産業における所得向上、そして国内資源の有効利用という側面からみても妥当性のある食肉政策である。

本稿の目的は、以上のような認識に基づき、①韓国における食肉小売価格制度の変遷を、その背景に焦点を当てながら考察し、②韓国の現行食肉小売価格制度の問題点を明らかにして、③韓国における食肉価格制度の改善方向を提示することである。

韓国における食肉小売価格制度は主に牛肉と豚肉に関する価格制度であり、食肉に占める牛肉と豚肉の割合は非常に高いので、本稿で使われる食肉の内容は牛肉と豚肉に限定する。

韓国における食肉小売価格制度に関する本格的な研究成果は数少ないが、許・金(1984)、文(1983)、文・権(1983)は幅広い角度から韓国の食肉小売価格制度が抱えている問題点を指摘し、その改善方向を提示している。日本における牛肉価格安定制度の抱えている問題点を指摘し、その改善策を提示している優れた研究成果としては甲斐(1983)がある。

本稿のとりまとめには、建国大学商経学部文八龍教授、福岡大学経済学部高橋伊一郎教授、九州大学農学部黒木英二助手、同甲斐助手の御教示を得た。記して感謝の意を表わしたい。

II 韓国における食肉小売価格制度の変遷

戦後韓国における食肉小売価格制度は牛肉と豚肉に関する制度であった。戦後韓国における食肉小売価格政策を概観してみると、それは生産者価格の支持のための政策ではなく、一貫して消費者価格の抑制であったことが指摘できる。戦後韓国における食肉小売価格制度の変遷をみると、次の画期に整理される（許, 1982; 許・金, 1984）。

1. 価格制度不在期（戦後から1956年まで）

この時期は、第2次大戦と韓国戦争によって大きな被害を受けた韓国政府に、まだ食肉小売価格制度を整備する余裕がなかったため、文字どおり価格政策の不在の時期であった。

2. 畜産企業組合による協定価格期（1956—1969年）

1956年5月30日から1969年9月までは畜産企業組合による協定価格時期である。食肉協定価格制度は食肉小売商の自律的な協定により小売価格が決められる制度で、1956年5月30日に食肉小売商が相互親睦を図るために作った畜産企業組合により初めて食肉小売価格に適用された。

食肉について協定小売価格が決められる過程をみると、食肉小売商の団体である畜産企業組合が牛と豚を屠殺解体し、小売段階までの原価計算をする。そして600g当たり食肉小売価格を決め、行政機関に報告し、承認が得られるとその報告価格が小売価格になる仕組みである。しかし、生産者と消費者代表を排除し、食肉小売商のみの利益団体が国民生活にもつとも重要な食肉小売価格を1956年から1969年まで13年間も継続して協定して決めてきたということは、真の意味の食肉小売価格政策の欠如を語っている。食肉協定価格は、価格カルテル(Price Cartel)の一つであったが、実施される過程で政府の低物価政策に協力させられ、その本来の意義が大きく変化してきた。すなわち、政府は牛肉と豚肉の小売価格が上昇すると一般物価も上がるだろうという考え方で、食肉の小売価格を積極的に抑制してきた。

3. 自由価格・行政指導価格期（1969—1977年）

1969年9月に牛肉と豚肉の等級別販売が行われるようになった。それと同時に食肉小売価格の協定価格制は崩れ、食肉小売価格は市場原理によって決められるようになった。ところが食肉等級別販売制度は実施過程で食肉小売価格の暴騰等の問題を引き起こした。

食肉の等級別販売制度が失敗に終わったのは、消費者の食肉等級化に対する認識不足と食肉小売商の等級別販売を悪用した不公正な取引が基本的な要因であった。それゆえに、政府は衛生監督を強化することによって食肉小売価格の上昇を規制するにいたった。すなわち、自由価格制は食肉小売価格の抑制のために行政指導価格に変えさせられた。行政指導価格制度のもとでも産地の生体価格と卸売市場の枝肉価格は市場原理によって形成された。

4. 牛肉の価格安定帯期（1977—1978年）

1977年8月に牛肉の価格安定帯を設定し、生産者を保護するための下限価格と消費者を保護するための上限価格を決め、その範囲内で食肉小売価格を維持させようとした。しかし、食肉価格安定帯の下限価格と上限価格が低く決められたし、食肉の需給調整が出来なかつたので、1978年に食肉小売価格が暴騰して食肉価格安定帯は崩壊した。

5. 行政指導価格期（1978—1980年）

食肉の価格暴騰を抑制するために牛肉を多量に輸入した1978年に、輸入牛肉を韓牛肉として偽って販売するなどの問題が発生すると、政府は同年3月27日に牛肉合成価格制を発表し、韓牛肉と輸入肉を混合して600g当たり2,000ウォン（1ウォンは0.29円、1985年4月）で販売するように行政指導価格制度へ転換した。

市場の需給事情を考慮に入れなかつた行政指導価格制度はいろいろな不公正な流通問題を引き起こした。産地価格と枝肉卸売価格はつねに変動しているのに小売価格のみが固定されてしまうので、価格引き上げ要因が生じる時や供給量が足りない時には、一定の小売マージンを得るために食肉小売商は密屠殺、韓牛肉と輸入肉の混合販売などの不公正な流通問題が起こらざるを得なかつた。

6. 連動価格期（1980—1981年）

1980年3月15日に牛肉の連動価格制度を、同年4月12日に豚肉の連動価格制度を実施するようになった。連動価格制度というのは、卸売市場の枝肉価格や家畜市場の生体価格が変動すれば、その変動に応じて食肉小売価格を連動させる価格制度である（池, 1980）。

連動価格制度についてもつと詳しくみよう。農水産部（日本の農林水産省に当たる）が各地域市場の連動価格表を作成するために必要な連動基準価格を決め、各市・道に通知する。連動基準価格は連動価格を実施する前の15日間の卸売市場の枝肉価格に流通諸費用

と食肉小売店の適正利潤を加算して決められる。すなわち、卸売市場の仲買料、運送費、諸税公課金、小売店運営費、小売店の適正利潤などを加算して連動基準価格が決められる。

連動価格制度を効率的に運営するために、連動価格を決める機関として価格審議委員会を各市・道に設置し、連動価格を審議するようにした。各市・道の価格審議委員会の組織をみると、農水産部の殖産局長または産業局長が委員長になり、委員としては行政機関から畜産課長または産業局長と道知事が委嘱した9人以内の民間人によって構成される。民間人の構成をみると、生産者側は養畜家または農・畜産業協同組合の役員の中から、消費者側は消費者または消費者保護団体の役員の中から、そして食肉及び飲食店側は食肉業者または畜産企業組合の役員の中から市長・道知事が委嘱した人で構成される。価格審議委員会の役割は、①連動価格の審議、②地域別連動表の審議、③連動価格の実施及び委員会運営に関する事項の審議等である。各市長・道知事は該当地域の食肉卸売市場から5日間隔で調査された加重平均価格の最高価格と最低価格を2日以内に報告してもらって、地域別連動価格を5日ごとに決め、価格審議委員会の承認を得て告示するように義務づけられている。その際の食肉小売価格が15日前期の小売価格に比べて3%以上変動したならば、各市長・道知事は価格審議委員会の承認を得て地域別連動価格を変更させる。各市長・道知事が連動価格を変更させた場合には、直ちに新聞または放送を通じて、生産者と消費者に知らせなければならない。またこれを3日以内に関係のある機関に通知するようになっている。連動価格制度が自由価格制度へ移行する過渡期的な措置としてとられたならば、それは韓国の食肉価格政策上における重要な意味を持つと思われる。連動価格制度のもとでは、需要・供給の変動と連動価格の実施時期の間にずれがあったので、販売過程で多くの混乱が起つたが、この制度によって公正な流通が少なくなつたのは事実である。その点では高く評価されるべきである。しかし、食肉小売価格統制の長い間の惰性で、小売段階の競争構造が不完全競争になっており、価格上昇の際は連動価格がよく守られたが、小売価格下落の際にはなかなか守られなかつたので、小売商のマージンだけが高くなるのが少なくなかつた。そこで生産者側と消費者側からの不満が高まつて、一種の自由価格制度としての価格表示制度が実施されるようになった。

7. 価格表示期(1981—1982年)

連動価格制度に対する生産者側と消費者側からの不満が高まつたため、政府は牛肉の連動価格制度を廃止し市場原理により牛肉価格が形成されるように、1981年8月に価格表示制度を導入した。すなわち、牛肉の消費者価格を自由化し、輸入牛肉をもつて牛肉価格の安定を図ろうとした。つまり、牛肉の消費者価格は卸売価格に流通諸費用と小売店の適正利潤を加算し食肉小売業者が自律的に小売価格を決めるようにした。政府が牛肉についてこのように価格自由化を導入したのは、牛肉小売価格を政府が望む低い水準で安定させることができると判断したからである。

1976年から本格的に輸入しはじめた輸入牛肉量が、1978年と1979年にはそれぞれ45,253トンと42,746トンにのぼり、また1979年の政治的・社会的不安に基因した不景気に基づく消費減少による牛肉価格暴落は韓牛の生産意欲を甚だしく低下させたのである。それゆえに、弱い国内生産基盤はなお一層弱くなり、国内供給量は年を追つて激減せざるを得なくなつた。すなわち、牛肉の国内供給量は、1979年に86,494トン、1980年に93,250トンであつたが1981年には69,226トンへと急激に減少した。その結果、同年に24,716トンの牛肉を輸入したにもかかわらず供給不足となり、牛肉小売価格が暴騰した。

8. 行政指導・統制価格期(1982—現在まで)

牛肉小売価格の暴騰による消費者側の不満が高まつたため、政府はまた食肉小売価格制度を再検討せざるを得なかつた。そこで政府は1982年2月から食肉小売価格を抑制するために、間接的な措置として食肉小売価格を行政指導・統制するようになった。すなわち、食肉小売価格を店頭に表示するためには、その表示価格を税務署に申告しなければならないようになっている。それを利用して食肉の小売価格を指導・統制しているのである。また厚生省と地方行政機関も申告価格が守られているかどうかを厳しくチェックしている。それゆえに、食肉小売店頭では行政指導・統制価格で販売せざるを得ない。

1982年2月に韓牛肉600g当たり4,323ウォン水準で小売上限価格を決め、その価格より低い申告価格は受け入れたが、それを越える申告価格は受け入れなかつた。その後、牛肉需給事情に合わせて何回か小売価格の上限価格を引き上げたものの、このような食肉小売価格の行政指導・統制は今日まで続けられている。

戦後韓国における食肉小売価格政策を一言で要約す

ると、食肉小売価格が上昇する場合はそれを抑制する価格政策をとり、それが下落する場合は小売価格自由化政策を取ってきたといえよう。つまり、戦後韓国における食肉小売価格政策の特徴は価格抑制政策であった。

Ⅲ 韓国の現行食肉小売価格制度の問題点

韓国における現行の食肉小売価格制度は、牛肉の場合は価格表示制に、豚肉は連動価格制になっている。牛肉の小売価格は建前としては価格が自由に形成されるようになっているが、申告過程で行政指導・統制している。そして豚肉の場合も価格連動制により部分的に統制されている。韓国における食肉価格政策は食肉小売価格政策のみであり、それも外国から安い牛肉を輸入し国内の食肉小売価格をできるだけ低く抑えようとする低価格政策である。食肉の価格政策は食肉の生産・流通問題と不可分の関係にある。現行の食肉小売価格制度の非合理性が不公正な流通の基本的要因になっているとみられる。そこで、ここでは現行の韓国における食肉小売価格制度の問題点を明らかにする。

1. 低食肉小売価格

韓国政府は、1985年1月現在100g当たりの食肉小売価格を、地域別に価格差は多少あるものの、韓牛肉は800ウォン、輸入牛肉は533ウォン水準で、豚肉は300ウォン前後水準で行政指導・統制している。このような食肉小売価格水準は果たして適正水準であろうか。

韓国における農産物価格政策はきわめて短期的な安定目標の枠内で行われている。したがって、食肉小売価格政策もできるだけ食肉小売価格を抑制しようとする政策で一貫している。このような低食肉小売価格政策と国民所得水準の向上とが基本的な要因となつて、食肉とりわけ牛肉の消費量が激増した。その結果、国内供給だけでは需要を賅うことができなくなつて、牛肉を輸入せざるを得なくなつた。それを契機にして韓国政府は外国から必要以上の膨大な牛肉を輸入するこ

とによつて、牛肉価格を低い水準に抑えた。そのため牛肉消費はさらに拡大するとともに国内牛肉生産は減退した。牛肉の生産減退は供給不足を招き、それはまた牛肉輸入に圧力を加える悪循環を繰り返している。

韓国における食肉小売価格が低すぎることを証明するために、韓牛の肥育牛の生産費と生産者価格を比較してみよう。第1表は韓牛の肥育牛の生産費と生産者価格の関係を示したものである。韓国における食肉小売価格が低いことを証明するために、韓牛の生産費と生産者価格を比較してみるのとはそんなに無理ではあるまい。なぜならば、韓国における歪んだ食肉価格制度のために、肉牛生産者価格は牛肉小売価格によつて直接に規定されているし、農家段階から小売段階までの流通総マージン率が10.2%にすぎないからである。

すなわち、韓国においては、牛肉小売価格の引き上げはその全部が生産者価格の上昇に結び付くとはいえないとしても、引き上げられた価格のかかなりの部分が生産者価格の上昇に寄与すると思われるからである。第1表にみられるように、1981年の生産者価格は平均生産費の96%水準で、1～2頭規模層の生産費の85%水準である。生産者価格と平均生産費だけを比較してみると、生産者価格が生産費をほぼカバーしているように見える。しかし、韓国における牛肉の生産者価格と生産費を比較する時、注意しなければならないことが二つある。つまり、どの規模の飼養農家の生産費と生産者価格を比較するかという点と、自家労働をどう評価するかがそれである。

まず、韓牛の肥育牛の生産者価格と生産費を比較する場合、どの規模の飼養農家の生産費と比較するのがよいかについて考えてみよう。第2表は1981年の韓牛の飼養規模別肥育牛生産費を生体1kg当たりで示したものである。韓牛の肥育牛の生産費は短期肥育と長期肥育に分けて示されている。短期肥育の第2次生産費を飼養規模別にみると、1～2頭層は2,981ウォン、3～4頭層は2,953ウォン、5～6頭層は2,868ウォン、7頭以上層は2,841ウォンと規模別に格差があり、長期肥育の場合も、1～2頭層は3,107ウォン

第1表. 韓牛の肥育牛の生産者価格の生産費カバー率(生体1kg当たり, 1981年).

資料は韓国畜産業協同組合中央会『畜産物生産費調査報告』(1982年), 同『畜産物価格及び需給資料』(1984年).

(単位: ウォン/kg, %)

年度	平均生産費(A)	1～2頭規模層生産費(B)	生産者価格(C)	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$	$\frac{(C)}{(B)} \times 100$
1981	2,762	3,107	2,654	96.1	85.4

第2表. 韓牛の飼養規模別肥育牛生産費(生体1kg当たり, 1981年). 資料は韓国畜産業協同組合中央会『畜産物生産費調査報告』(1982年). 短期肥育は180日未満肥育で, 長期肥育は180日以上肥育. 括弧の中は第2次生産費に占める割合.

(単位: ウォン, %)

項 目	短 期 肥 育					長 期 肥 育				
	1~2	3~4	5~6	7頭以上	平均	1~2	3~4	5~6	7頭以上	平均
素 畜 費	2,230	2,286	2,213	2,329	2,254	1,856	1,533	1,616	1,759	1,707
	(74.3)	(77.0)	(76.6)	(81.6)	(76.2)	(58.9)	(56.9)	(60.4)	(65.7)	(61.8)
濃 厚 飼 料	9	10	10	3	9	36	19	1	3	14
粗 飼 料	219	240	264	219	237	359	519	462	405	415
	(7.3)	(8.1)	(9.1)	(7.7)	(8.0)	(11.4)	(19.3)	(17.3)	(15.1)	(15.0)
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	42	38	37	14	37	74	37	50	53	54
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	9	9	12	7	9	3	4	0	0	2
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	10	5	5	0	6	14	11	1	1	6
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	8	9	7	13	9	7	12	15	9	9
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	28	12	11	7	17	33	13	14	15	19
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	6	2	2	2	4	8	6	3	1	4
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	14	13	14	13	14	36	20	30	39	33
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	1	2	2	2	2	3	3	2	1	2
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	3	7	5	10	6	3	9	20	11	9
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	288	183	157	123	208	432	289	259	182	270
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	(9.6)	(6.2)	(5.4)	(4.3)	(7.0)	(13.7)	(10.7)	(9.7)	(6.8)	(9.8)
敷 獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費	21	29	27	11	24	18	12	6	13	14
費用合計	2,888	2,845	2,766	2,753	2,835	2,882	2,487	2,479	2,492	2,558
副産物価額	19	16	20	14	18	42	32	41	27	33
1次生産利	2,869	2,829	2,746	2,739	2,817	2,840	2,455	2,438	2,465	2,525
資地	110	117	116	96	118	260	198	188	175	195
	2	7	6	6	5	7	9	8	10	9
第2次生産費	2,981	2,953	2,868	2,841	2,940	3,107	2,662	2,634	2,650	2,729
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

ン, 3~4頭層は2,662ウォン, 5~6頭層は2,634ウォン, 7頭以上層は2,650ウォンとかなり格差がある。そこで, 生産者価格をどの規模の生産費と比較するのがよいかという問題がでてくる。韓国では, 普通は生産者価格を平均生産費と比較し, 生産者価格が生産費より高いか低いかを論じているが, それは誤りである。なぜならば, 1~2頭規模の飼養農家が全飼養農家に占める割合が93%にもなっているし, 1~2頭規模の飼養頭数が全飼養頭数に占める割合も75%にいたっているからである。それで, 韓国における韓牛の生産者価格と生産費を比較する場合は, 生産者価格と最も戸数の多い1~2頭規模の第2次生産費との比較をするべきである。また韓国における牛の肥育経営形態は短期肥育より長期肥育が支配的であるから, 生産者価格の高・低を論ずるためには長期肥育の1~2頭規模の第2次生産費と生産者価格を比較するべきである。第1表にみたように, 1981年の韓牛の肥育牛の生産者価格は, 長期肥育の1~2頭規模の第2次生産費の85%水準にとどまっている。

次は, 自家労働が妥当な方法で評価されているかど

うか, どう評価されるべきかについて検討してみよう。韓国のような小農経営においては, 家族労働が農業生産のための投下労働のなかに占める比重は高い。その場合は, 当然ながら生産費に占める家族労働費の割合がかなり高い。第2表にみられるように, 韓牛の肥育牛の生産費の中で自家労働費の占める割合は相当高く, 流通飼料費と大差がない。飼養頭数の大半を占めている1~2頭規模の場合はむしろ自家労働費が, 短期・長期肥育ともに, 濃厚飼料の流通飼料費を上回っている。すなわち, 1~2頭規模の自家労働費と濃厚飼料の流通飼料費をみると, 短期肥育の場合はそれぞれ288ウォンと219ウォンで, 長期肥育の場合はそれぞれ432ウォンと359ウォンである。そして, 長期肥育の1~2頭規模の自家労働費が第2次生産費に占める割合をみると14%にもなっている。しかもこの割合は自家労働が低く評価されている場合であるから, 自家労働を正当な方法で評価するならばその割合はもつと高くなるはずである。それゆえに, 自家労働の評価いかんが牛肉生産費にきわめて大きな影響を与える。雇用労働部分は, その対価として現実に支払

った金額を費用として計上すればこと足りるが、自家労働は実際の賃金の支払いが伴わないため、その労働費をいかに評価するかが生産費計算上の重要な問題となる。

韓国の畜産物生産費調査における自家労働の評価は、調査期間中の月別の全国平均農業労働賃金を基準としてなされている(韓国畜産業協同組合中央会, 1982a)。ところが、近年、農村労働力の流出、農業機械化の進展等が著しいため、農業雇用労働が目だつて減少するようになった。したがって、一人前の農業労働力をそれぞれの地域労働市場で調達する場合、それに支払う賃金は非農業の賃金水準に直接に規制されざるを得なくなった。したがって、韓牛肉の自家労働を評価する場合も農業労働者の平均的労賃を基準とするのではなく、製造工業部門の労働者の平均的賃金を基準とした計算方式が理論的に妥当である。すなわち、牛肉生産者も製造工業部門に従事している労働者と同じような生活水準を実現する権利があるからである。韓牛肉の生産費を計算する際、自家労働を農村の平均的労働賃金を基準とするのではなく、製造工業部門の平均的労働賃金を基準として計算すれば、韓牛の生産費と生産者価格の格差は第1表にみた格差よりもっと大きくなるはずである。

工業製品の生産者のみならず、肉牛の生産者も、かれらが生産に投入した諸要素に対する報酬が、他産業のそれに比べてなるべく高い、少なくとも同一水準であることを望んでいる。そのための方法は大別して2通りある。一つは牛肉の価格を高くすること、二つ目は諸要素の投入費用をできるだけ低くすることである。しかし、韓国における肉牛生産農家の所得が都市動労者所得に比べて低い事と牛肉の国内生産量が需要量をはるかに下回る事とを合わせて考えると、牛肉の

生産者価格を引き上げる方法が望ましいことはいうまでもない。

次に韓国の食肉小売価格を国際的に比較してみよう。韓国の食肉小売価格を国際的に比較すれば米国、オーストラリアなどの国より一般に2倍高い。しかし、同じ輸入国である日本においては、食肉生産基盤、飼料調達、食肉需要構造が韓国と類似しているにもかかわらず、韓国の食肉小売価格水準より非常に高い。第3表は日本と韓国の1984年10月の食肉小売価格を比較したものである。日本の牛肉小売価格は韓国のそれより特選の場合は4.4倍、極上は2.2倍、上は1.8倍、中は1.5倍、並は1.3倍高い。豚肉の場合も極上は2.9倍、上は2.1倍、中は1.7倍、並は1.2倍高い。両国の生産費、流通マージンおよび所得の詳細な内容を無視すれば、日本の食肉小売価格は韓国のそれより総じて2倍程度高いといえよう。もつとも為替レートが変動すればこの価格関係もかなり変動することはいうまでもない。韓国と日本の食肉小売価格の2倍程度の格差は両国の食肉価格政策の目標の相違に基づくことが大きいと理解される。すなわち、韓国の食肉小売価格政策の目標が食肉小売価格を低く抑制することであったからである。

2. 産地・卸売段階の自由市場価格形成と小売段階の行政指導・統制価格

韓国における牛肉の小売価格は価格表示制という名の下で実際には行政指導・統制され、卸売市場での枝肉価格と家畜市場での生体価格は市場原理によつて形成されており、また豚肉の場合も小売価格制度の名称だけが異なるものの、内容は牛肉小売価格制度とほぼ同じく行政機関の指導・統制下に置かれていることはすでに述べたとおりである。

自由市場メカニズム下での食肉価格形成過程をみる

第3表. 食肉小売価格の日韓比較(1984年, 10月).

資料は、韓国の食肉小売価格は行政指導価格で、日本は福岡市食肉小売店の聴き取り調査による。韓国のウォンはすべて100円=350ウォンで換算した。括弧の中は並肉を100とした比率である。韓国では等級別には価格形成が行われていない。

(単位: 円/100g, %)

等 級	牛 肉 (和牛・韓牛)			豚 肉		
	日 本(J)	韓 国(K)	倍 率(J/K)	日 本(J)	韓 国(K)	倍 率(J/K)
特 選 上 中 並 外	1,000(333)	229	4.4	250(238)	86	2.9
	500(167)		2.2			
	400(133)		1.8			
	350(117)		1.5			
	300(100)		1.3			
270(90)	1.2	105(100)	1.2			

と、産地段階での生体価格が需要と供給によって決まると、その生体価格に卸売段階までの輸送費、手数料等の諸費用と適正利潤が加算され、卸売市場で枝肉価格が決まり、またその枝肉価格に小売段階までの諸費用と適正利潤が加算され、小売価格が決まるはずである。しかし、韓国においては産地段階での生体価格と卸売市場での枝肉価格は自由市場メカニズム下の価格形成原理によって決まるのに対して、小売価格は行政指導・統制がなされている。商品の形態は変わるとしても基本的には同じ性格を持つている商品の価格が、その流通過程の産地段階と卸売段階では需要と供給を反映し自由に形成され、小売段階では行政指導・統制されている現行の食肉価格制度は歪んだ価格制度だといわざるを得ないであろう。

牛肉の小売価格表示制と豚肉の小売価格連動制は、食肉小売価格を安定させることによって消費者の家計を保護し、インフレーションを抑制することに政府の狙いがあったとしても、その施策の結果は食肉の生産と流通に少なからぬ問題を引き起こしている。すなわ

ち、実際の需要と供給を代表する実勢価格を形成させるべき卸売市場の正常な機能を萎縮させ、市場外取引量が多くなった。市場外取引量が多くなることによって不公正な取引や衛生上の問題が起り、それは消費者の家計を保護するどころか負担を増大させることになっている。

第4表は韓国畜産業協同組合中央会が調査した韓牛肉の流通マージン率を流通段階別・流通経路別に示したものである。小売マージンは一般に卸売価格（仕入価格）と小売価格との段階価格差として定義されている（菊地ら、1970）。ここでいう利潤は、その小売マージンから小売段階の諸費用を差し引いたものである。小売段階の利潤率を流通経路別にみると、産地からソウルへ搬出した場合は商人小売搬出が1.0%、商人枝肉搬出が3.4%、系統出荷が1.0%で、産地から地方都市へ搬出した場合は1.7%である。

第5表は韓国畜産業協同組合中央会が調査した豚肉の流通マージン率を流通段階別・流通経路別に示したものである。小売段階の利潤率を流通経路別にみる

第4表. 韓国の牛肉の流通段階別・経路別流通マージン率(1982年).

資料は韓国畜産業協同組合中央会『畜産物流通マージン節減方案調査報告』(1982年).

(単位: %)

区 分	産 地 → ソ ウ ル			産 地 → 地方都市	平 均	
	商人小売搬出	商人枝肉搬出	系統出荷			
農 家 手 取 率	90.8	88.9	90.8	89.8	89.8	
流通マージン率	総マージン率	9.2	11.1	9.2	10.2	10.2
	費用	8.7	6.6	8.2	8.3	7.9
	利潤	0.5	4.5	1.0	1.9	2.3
流通段階別マージン率	農 家 費 用	0.3	0.3	3.7	0.3	0.3
	集 集 費 用	3.9	3.0	—	3.5	3.5
	搬 出 利 潤	-0.5	1.1	—	0.2	0.3
	小 売 利 潤	4.5	3.3	4.5	4.5	4.1
		1.0	3.4	1.0	1.7	2.0

第5表. 韓国の豚肉の流通段階別・経路別流通マージン率 (1982年).

資料は第4表と同じ.

(単位: %)

区 分	産 地 → ソ ウ ル			産 地 → 地方都市	平 均	
	商人小売搬出	商人枝肉搬出	系統出荷			
農 家 手 取 率	77.4	78.3	85.2	76.1	77.3	
流通マージン率	総マージン率	22.6	21.7	14.8	23.9	22.7
	費用	12.0	7.6	11.0	11.5	10.4
	利潤	10.6	14.1	3.8	12.4	12.3
流通段階別マージン率	農 家 費 用	—	—	5.0	—	—
	集 集 費 用	6.0	3.2	—	5.5	4.9
	搬 出 利 潤	6.8	8.5	—	9.0	8.0
	小 売 利 潤	6.0	4.4	6.0	6.0	5.5
		3.8	5.6	3.8	3.4	4.3

と、産地からソウルへ搬出した場合は商人生体搬出が3.8%，商人枝肉搬出が5.6%，系統出荷が3.8%で、産地から地方都市へ搬出した場合は3.4%である。

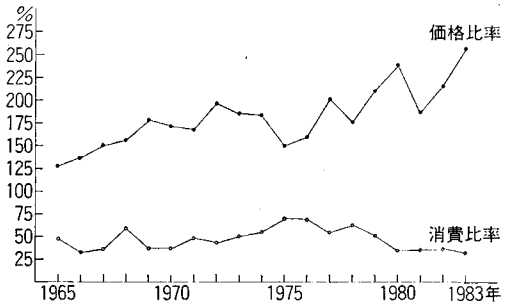
このような牛肉と豚肉の小売段階の利潤率はいずれも政府が適正利潤としてみている小売段階の利潤率である9%よりはるかに低い。それで食肉小売商は一定の小売マージンを得るため、不公正な取引をするようになる。食肉小売段階の利潤が適正利潤よりはるかに少ないにもかかわらず、食肉小売店の数は減るどころか急激に増加している。ソウル市のデータが入手できなかったが、全市の食肉小売店数をみると、1978年の102店から1983年には234店へとわずか5年間に2.3倍に増加している(崔, 1985)。このことは、食肉小売店の実際の利潤率が第4表、第5表にみられた利潤率よりはるかに高いことを意味している。そのような利潤が不公正な流通から得られていることはいうまでもない。現在の韓国における食肉流通でみられる不公正な流通は、食肉流通機構や食肉流通制度の不備にもその原因があるが、短期的にみれば歪んだ食肉小売価格制度が基本的な原因である。

3. 牛肉・豚肉間の相対的に小さな価格差

韓国においては、輸入飼料に対する依存度の高い養豚より相対的に草食家畜である肉牛の振興が韓国の自然資源に適合している。しかし、草地資源の開発には長年が必要であるので、今後何年間は牛肉需要を国内生産で賄い難いというのが専門家の一致する見解である(文, 1983)。したがって、短期的には養豚に力を入れて豚肉の生産・消費を拡大させる方が望ましい。牛肉を特に好んでいる韓国人の食肉消費を牛肉から豚肉へ転換させるためには、牛肉と豚肉の価格差が何よりも重要な決定要因である。韓国における牛肉と豚肉の相対価格がどのような性格を持っているかを明らかにし、相対価格の水準について検討してみよう。

肉用牛、乳用牛、豚、鶏、ブロイラーは、お互いに密接な関連があり、鶏とブロイラーの生産・需要や価格は相互関連があるのみならず、豚肉や牛肉の生産・需要や価格にも関連しているといった具合である。このように食肉の生産・需要や価格は各部門間に密接な相互依存関係があるから、牛肉と豚肉の相対価格を考える場合にはこれらの相互関連をすべて考慮に入れた分析が必要となる(土屋, 1973)。しかし、ここでは牛肉と豚肉のみに対象を限定して分析する。

第1図は、韓国畜産業協同組合中央会の畜産物価格及び需給資料を用いて、韓国における牛肉と豚肉の小



第1図. 牛肉・豚肉の価格比率と消費比率の推移(1965~1983年).

資料: 韓国畜産業協同組合中央会『畜産物価格及び需給資料』(1984年).

$$\text{価格比率} = \frac{\text{牛肉小売価格}}{\text{豚肉小売価格}} \times 100,$$

$$\text{消費比率} = \frac{\text{一人当たり牛肉消費量}}{\text{一人当たり豚肉消費量}} \times 100.$$

売価格と消費量の相対比率を年度別に示したものである。牛肉と豚肉の相対価格比率は全体的にみて上昇している。一方、消費比率は1972年まではほぼ一定であるが、73年、74年はわずかながら上昇し、75年以降は減少傾向にある。総じていえば、価格比率が上昇すれば、消費比率は減少する傾向にある。すなわち、牛肉の豚肉に対する相対価格が高ければ高いほど牛肉の消費量は減少し、豚肉の消費量は増加する。1983年の韓国における牛肉と豚肉の自給率をみると、それぞれ56.4%と100%である。それで豚肉の消費量を増大させ、牛肉のそれを減少させる方向へいく必要があり、そのためには牛肉と豚肉の相対価格比率の上昇が望まれる。

第6表は、韓国と日本の同一水準国民所得における肉類の一人当たり消費量及び豚肉に対する牛肉の相対価格比率についてみたものである。韓国と日本における肉類全体の消費量は両国の一人当たり国民所得が約1,600ドルの際ほぼ同じ水準で、それぞれ11.4kg, 10.4kgである。しかしながら、肉類別に両国の消費量をみるとかなり異なることがわかる。すなわち、1979年当時韓国の一人当たり牛肉消費量は3.0kgであったのに対して、1970年当時日本のそれは2.0kgであった。これを肉類全体に占める割合でみると、韓国は26%であったのに対して日本は19%にすぎなかった。このような格差の主な要因は両国の豚肉価格に対する牛肉価格の相対比率と肉類に対する嗜好の差である。牛肉と豚肉の消費は両国とも代替関係が非常に

第6表. 韓国と日本の同一水準国民所得における肉類別の一人当たり消費量と割合.

資料は、韓国は畜産業協同組合中央会『畜産物価格及び需給資料』(1984年)、日本は農林水産省『食料需給表』(1982年)、東洋経済新報社『経済統計年鑑』(1970年, 1982年)、総理府統計局『小売物価統計調査年報』(1970年, 1982年)。日本の肉類消費量は食料需給ベースの供給純食料であり、牛肉、豚肉、鶏肉だけを合わせたものである。括弧の中の数字は肉類合計を100とした割合である。牛肉と豚肉の相対価格比率は、日本は東京の中級の小売価格から算出し、韓国は全国平均小売価格から算出した。

(単位: ドル, kg, %)

区 分	韓 国		日 本	
	1979年	1970年	1970年	1982年
一人当たり国民所得	1,600	1,600	1,600	7,677
牛 肉 豚 肉 鶏 肉	3.0(26)	2.0(19)	2.0(19)	3.9(18)
	6.0(53)	4.7(45)	4.7(45)	9.6(44)
	2.4(21)	3.7(36)	3.7(36)	8.3(38)
合 計	11.4(100)	10.4(100)	10.4(100)	21.8(100)
牛肉と豚肉の相対価格比率	217	151	151	218

強い。

ここで両国の豚肉に対する牛肉の相対価格比率を比較してみよう。1979年の韓国と1970年の日本における豚肉に対する牛肉の小売価格の相対価格比率をみるとそれぞれ217%, 151%である。これは、両国の豚肉小売価格に比べた場合、韓国の牛肉が日本の牛肉より相対的に高いことを表わしている。それにもかかわらず牛肉の消費量は韓国の方が日本より多い。これは韓国人と日本人の牛肉と豚肉に対する嗜好の差として説明できる。このことから韓国人の牛肉消費に対する嗜好は日本人に比べて比較的強いものと理解される。これは韓国においては牛肉に対する潜在需要が大きいことを意味している(李, 1984)。

日本における肉類全体のなかで牛肉消費量の占める割合をみると、1970年、1982年はそれぞれ19%, 18%とほぼ同じ割合である。牛肉と豚肉の相対価格比率が1970年の151%から1982年には218%へと67%ポイントも高くなったことを考慮に入れると、日本では所得水準が高くなるにつれて肉類の中で牛肉に対する選好度が高くなるのがわかる。このようなことは、牛肉に対する選好度が日本に比べて相対的に高い韓国においては日本より著しいであろう。それゆえに、牛肉の自給率を高めるためには、短期的には豚肉に対する牛肉の相対価格比率を現在より高めることによつて牛肉消費を豚肉消費へ転換させ、長期的には草地開発、品種改良などの牛肉の生産基盤を拡充しなければならない。

4. 肉質間同一価格適用

米国、日本、フランスなどの先進国では、食肉についてすでに部位及び肉質により規格等級化され、消費者の選好度によつて部位・等級別に適当な価格がつけられている。韓国と食肉消費形態の似ている日本の食肉小売価格をみると、等級別に価格の格差が大きい。第3表にみられたように、牛肉の場合は並肉に対して特選肉は3.3倍、極上肉は1.7倍、上肉は1.3倍で、豚肉の場合は並肉に対して極上肉は2.4倍、上肉は1.7倍である。これに対して韓国の韓牛肉の小売価格は、肉質に格差があるにもかかわらず韓牛肉ならどの部位でも価格が同じである。輸入牛肉については、畜産業協同組合中央会の4等級9部位によつて販売されている(韓国畜産業協同組合中央会, 1982b)。豚肉についても部位・等級別価格差はない。実は、韓国にも牛肉については部位別に指定等級がないことはない。すなわち、行政機関は部位を基準として4等級12部位に区分し、その等級によつて牛肉に価格差をつけて販売するよう指導している。しかし、食肉小売店では肉質を無視して同一価格で販売している。実際には、店頭で販売されている牛肉は中級以下が大半を占めている。肉質差があるにもかかわらず同一価格で販売しているので消費者は高級肉を欲しがらる。しかし、韓牛1頭からとれる高級部位肉は限られているから食肉小売商としては固定客には上級肉を、一過性客には下級肉を販売する傾向にある。また高級肉は業務用として高く売れるから、できるだけ多くの高級肉を業務用へ回したがらる。したがって、一般大衆は高級肉が買

えなくなる。そこで、異なる肉質の牛肉は異なる価格で買える食肉販売制度が消費者によつて要求され、そのような消費者の要求を満たすために規格等級別価格差制度を導入せざるを得ない。

IV 食肉価格制度の改善方向

韓国における韓牛生産は、零細・多数の農家によつて担われている。1983年の飼養農家一戸当たり飼養頭数は2頭にすぎない。豚についても同じことがいえる。豚の場合は、韓牛に比べて規模が比較的に拡大されつつあるが、それでも同年の飼養農家一戸当たり飼養頭数は7頭にすぎない。それで生産の増減にはかなりの長い期間を要し、生産量の短期間の調整はむずかしい。他方、消費サイドも日々の一定の蛋白源としての食肉が必要であるから、需要の価格弾力性が工業製品より低い。同質的な原子的供給構造と非弾力的な需要では、価格は激しく上昇・低下を繰り返しやすい。このような食肉の需給及び価格の動向に対処して、今後長期的に牛肉・養豚経営の安定と牛肉・豚肉生産の振興を図るとともに、牛肉・豚肉消費の安定を期するためにはその価格安定を図ることがきわめて重要である。それゆえに、食肉価格政策の最大の目的は、需給の調整による価格の安定化ないしは将来の国内供給の安定化にある。

本節では、このようなことに焦点をあてながら、韓国における食肉価格制度の改善方向を考察してみる。

1. 食肉安定価格帯制度の施行

食肉の価格安定政策の考え方としては、安定価格帯方式、価格安定基金方式、不足払方式などがある(井上, 1978)。しかし、不足払制度については、対象とする牛肉の生産費や価格に格差がありすぎて技術的に困難なことをはじめ、不足払制度をとつた場合は自由化を誘発する懸念が強いこと、また価格安定基金制度については法律に基づく制度でなく生産者の生産意欲の向上につながらず、積立金の自主積立に疑問があること、さらに不足払制度、価格安定基金制度ともに食肉が複雑な流通段階にある現在、交付金なり補てん金なりの交付対象を誰にするかが困難であること、などが問題になる(食肉問題研究会, 1976)。それで韓国の食肉価格安定政策としては安定価格帯方式がいちばん適合している。

(1) 内容と運営

食肉の供給と価格を安定させるためには、食肉市場における自由な価格形成システムを前提として、政府による食肉の需給の調整という手段を基本とすること

が望まれる。食肉安定価格は、食肉価格安定の目標であり、かつ政府の売買操作の日安となる価格である。食肉安定価格には安定上位価格と安定下位価格とがあり、この両価格の間を安定価格帯という。すなわち、食肉の需給操作の目標価格として、その額を下回つて食肉の価格が低落することを防止することを目的とする安定下位価格及びその額をこえて食肉の価格が騰貴することを防止することを目的とする安定上位価格を定め、政府がこの安定価格帯の中に卸売価格がおさまるように食肉を買い入れ、売り渡すものである。安定価格は、食肉安定価格帯制度の基本的指標であり、その定め方いかんは生産者及び消費者双方にとつてもつとも関心のある問題である。

韓国における食肉価格を安定価格帯におさめるためには、国内生産が必要に比べてつねに不足状態にある牛肉の場合は輸入肉をもつて需給調整をせざるを得ないし、生産過剰と不足を繰り返している豚肉の場合は政府による買い入れと売り渡しをもつて需給調整を行わなければならない。

食肉の安定価格帯を運用するためには膨大な資金が必要となる。その資金は誰が出資する方がよいか。これを考える際、日本の事例は韓国において貴重なモデルになりうる。すなわち、日本では1961年に畜産物の価格安定等に関する法律(いわゆる畜安法)が制定公布され、それに基づいて同年12月畜産振興事業団が設立された。設立10年後の1970年末における畜産振興事業団の資本金は72億円で、そのうち政府の出資額が68億円、政府以外の者が出資額が4億円である。つまり、政府の出資額が資本金の94%も占めている。食肉は国民の必需品であるから安定的に供給されるように、政府が力を入れるべきである。韓国でも安定価格帯の運用に必要な資金の大部分は政府の出資金であつて、その残りは牛肉輸入価格と国内価格との価格差調整金であつてよからう。

食肉価格安定事業はどの機関が担当する方がよいかについて考えてみよう。考えられるのは二つあつて、現在牛肉の輸入事業を行っている生産者団体である畜産業協同組合中央会にその事業を任せるか、それとも第三の別の機関を設置しその機関に価格安定事業を任せるかである。第三の別の機関の設置を強調する論者は、生産者団体が食肉価格安定事業を行うとどうしても生産者側に偏る傾向があるので、中立性が欠けるおそれがあることをあげている。それで、生産者団体でもなければ消費者団体でもない第三の別の機関を設置し、その機関に価格安定事業を行わせる方がよいと

主張する。しかし、韓国における畜産業協同組合は厳密に言えば、真の意味の生産者団体でなく、政府が設けた官製組織であるからその運用において生産者側に偏るおそれはない。つまり、第三者の立場にたつているから中立性が欠けるおそれはない。そのため、わざわざ別の機関を設置する必要はない。

(2) 基準価格の算定基準

食肉価格安定政策では、たんに価格を安定させるだけではなく、どの水準に安定させるかが問題となる。安定すべき水準の価格は安定基準価格とよばれる。安定基準価格の算定基準として、①生産費、②パリティ、③需給実勢、④他の品目との価格比などが用いられる(高橋, 1985)。

韓国における牛肉の場合は生産費方式を、豚肉の場合は需給実勢方式を採用すべきである。牛肉の安定価格帯の基準価格は、今後大いに国内生産を振興し、国内自給率の向上を図るべきであるという立場から生産費方式によつて算定すべきである。ところが、豚肉の安定価格帯の基準価格は、過去数年間の平均価格ないしは趨勢価格を基準価格とする需給実勢方式の採用が望まれる。なぜならば、需給実勢方式のもとでも豚肉生産が発展すると見込まれるので、需給実勢価格に基づいても生産発展には差し支えがなく、政策としても豚肉価格の安定を図りさえすればよいからである。

2. 牛肉・豚肉間の価格差拡大

牛肉は不足で豚肉は自給されているという韓国の現在の食肉供給状況を考えれば、牛肉より豚肉の消費を増大させる方向へいかなければならない。そのためには、牛肉と豚肉の相対価格比率を現在より大きくする必要がある。

二つの食肉間の価格差を大きくする際は、牛肉の消費抑制と豚肉の消費増大を図るため、牛肉の価格を上昇するように調整すべきである。牛肉の価格上昇は当然ながら消費者家計の負担にならざるを得ないが、農民より都市勤労者の所得水準が高いことと、ほとんどの農家が畜産兼業農家であることを合わせて考えると、このような食肉価格政策は理論的にも現実的にも妥当である。日本のように畜産の経営規模が大きく、総農家戸数に占める畜産農家の割合が小さく、しかも農外資本による畜産経営が多い場合は、このような所得再分配のための価格政策は一部分の畜産農家や畜産企業家だけの所得を引き上げ、所得分配の不平等を引き起こすことが危惧される。しかし、韓国の場合は、先にも述べたように、畜産経営規模がまだ小さく、副業の畜産経営が支配的であるからこのような食

肉価格政策は国民の所得分配を平等にする役割を果たすであろう。

3. 肉質別価格差制度の導入

食肉の等級化は物的流通効率を増大させるだけでなく、価格形成の正確さも増大させる。すなわち、個別食肉流通業者や食肉流通部門全体の物的流通率は等級化を通じる取引上の便益増大により増大するし、食肉価格形成上の効率は質的差異と価格差異をより正確に符合させることによつて増大する。

食肉の等級化と肉質による価格差制度の導入は、肉畜生産農家がよりよい食肉を生産するように促進させ、特に高度の畜産技術を受け入れて科学的な飼養を可能にするだけでなく、消費者も自分の所得水準に合う肉質の食肉が買えるようになることによつて食肉の需要創造がなされる。このように食肉の等級化と肉質による価格差制度の施行は、肉畜生産者の所得を増大させるとともに消費者保護にも大きな役割を果たすことはいうまでもない。

食肉小売段階における等級化はどうすればよいか。食肉等級化は消費者の選好(Preference)を重視し、先進国の食肉等級化と比較しながら韓国の調理形態・食慣習に適合する等級化方法を模索すべきである。したがつて、食肉を部位別に分け、牛肉の場合は品種、年齢、性別、去勢のいかんを、豚肉の場合は品種、性別、去勢のいかん、脂肪の度合を基準とし、用途と消費者選好に基づいて等級化すべきである。また等級間の区分は明確にし、等級内の質的属性が異なつてはならない。そして、その等級区分は消費者が信頼できるものでなければならないし、なおかつ区分しやすい方がよい。また、食肉の等級間の価格は市場の需要と供給により適切に決められるようにしなければならない。しかしながら、初めの等級間の価格差を決めるにあたつては、韓国より経験の多い日本の事例が韓国のモデルになりうる。

V 要 約

韓国における一人当たりの国民所得が増大するし、人口も増えるから、食肉の消費が増大することは当然である。食肉生産が伝統的な小規模生産であるため、規模の経済が働かないし、生産要素の価格は上昇しつつあるから食肉の小売価格のみを抑制することは難しいことである。たとえそれが行政力によつて一時的に可能であるとしても、その結果は食肉消費の増大、供給の慢性的な不足、流通秩序の混乱だけを招くことになる。

本稿では、以上のような認識に基づき、韓国における食肉価格制度の改善方向を提示するために、①韓国における食肉小売価格制度の変遷、②韓国の現行食肉小売価格制度の問題点を明らかにすることに重点を置いて分析した。分析結果は以下のように要約できる。

(1) 戦後韓国における食肉小売価格政策は生産者価格の支持のための価格政策ではなく、消費者価格を低く抑制しようとする低価格政策で一貫してきた。すなわち、食肉小売価格が上昇する場合はそれを抑制する価格政策をとり、食肉小売価格が下落する場合は小売価格自由化政策をとってきた。

(2) 1981年の韓牛の肥育牛の生産者価格は生産費の85%水準であり、生産者価格がこのように低いのは主として韓国政府が食肉小売価格を低く抑えてきたからである。1984年の韓国の食肉小売価格を日本のそれと比較してみると、両国の生産費、流通マージンおよび所得の詳細な内容を無視すれば、日本の牛肉小売価格は韓国のそれより特選は4.4倍、極上は2.2倍、上は1.8倍、中は1.5倍高く、豚肉小売価格も極上は2.9倍、上は2.1倍、中は1.7倍高い。それで、現行の食肉小売価格の行政指導・統制を廃止し、安定価格帯制度を導入すべきである。牛肉の安定価格帯の基準価格の算定基準としては、拡大再生産を確保するために最も多い飼養農家の生産費を用いるべきである。豚肉の場合は需給実勢方式の採用が望まれる。なぜならば、需給実勢方式のもとでも豚肉生産が発展すると見込まれるので、需給実勢価格に基づいても生産発展には差し支えがなく、政策としても豚肉価格の安定を図りさえすればよいからである。

(3) 韓国における産地段階の生体価格と卸売市場での枝肉価格は自由市場メカニズムのもとで決まるのに対して、食肉小売価格は行政機関により指導・統制されている。それで卸売市場の正常な機能が萎縮し、市場外流通量が多くなった。その結果、不公正な取引や衛生上の問題が起り、それは消費者の家計負担を増大させることになった。現在の韓国における食肉流通でみられる不公正な流通は、歪んだ食肉小売価格制度が基本的な原因である。

(4) 牛肉を特に好んでいる韓国人の食肉消費を牛肉から豚肉へ転換させるためには、牛肉の豚肉に対する相対価格比率を現在より高くすべきである。二つの食肉間の価格差を高くする際は、牛肉の消費抑制と豚肉の消費増大を図るため、牛肉の価格を高くなるように調整すべきである。

(5) 韓国における韓牛肉の小売価格は、肉質に格

差があるにもかかわらず、同じである。それで、一般大衆は高級肉が買にくくなり、肉質の悪い食肉を買わされるおそれがある。また、肉質のよい肉畜の飼養もできなくなる。そこで、食肉の等級化と肉質による価格差を反映した制度を導入することによつて、肉畜の飼養農家はよりよい食肉を生産するようになるし、消費者も自分の所得水準に合う肉質の食肉が買えるようになる。食肉の等級化は食肉を部位別に分け、牛肉の場合は品種、性別、去勢のいかんを、豚肉の場合は品種、性別、去勢のいかん、脂肪の度合を基準とし、用途と消費者選好に基づいて等級化すべきである。等級間の価格差を決めるにあたっては、韓国より経験の多い日本の事例が韓国のモデルになりうる。

以上の提案の実行に際して、解明すべき課題が一つある。すなわち、韓国の事情に適合する食肉の安定価格帯の基準価格の具体的な算定方式を導くことである。この課題の解明は他日を期したい。

文 献

- 池 高夏 1980 畜産物価格政策の課題と方向. 韓国農村経済研究院, ソウル, 19頁
- 崔 圭皓 1985 (刊行予定) 韓国における食肉小売市場の競争構造. 梅木利巳編者: 農産物市場構造と流通. 九州大学出版会, 福岡
- 韓国畜産業協同組合中央会 1982a 畜産物生産費調査報告. 韓国畜産業協同組合中央会, ソウル, 19頁
- 韓国畜産業協同組合中央会 1982b 畜産物流通便覧. 韓国畜産業協同組合中央会, ソウル, 97頁
- 許 信行 1981 牛肉需給及び価格安定の課題と方向. 韓国農村経済研究院, ソウル, 12-13頁
- 許 信行 1982 農産物価格政策. 韓国農村経済研究院, ソウル, 190-197頁
- 許 信行・金東熙 1984 畜産物価格安定政策開発のための調査研究. 韓国農村経済研究院, ソウル, 259-307頁
- 井上喜一郎 1978 牛肉と肉用子牛の価格安定制度. 高橋伊一郎編著: 牛肉の経済学. 御茶の水書房, 東京, 197頁
- 甲斐 諭 1983 畜産物価格政策の今後. 農業と経済, 臨時増刊号(11): 78-87
- 菊地泰次・小池恒男・小森大子・桜井倬治・西本嘉雄・馬場富太郎・平塚貴彦・山本敬治・吉田 忠 1970 畜産物流通の経済分析. 家の光協会, 東京, 149頁
- 李 炳旸 1984 肉牛生産の経済性に関する研究. 九州大学博士学位論文, 265-272頁
- 文 八龍 1983 食肉流通開発の政策課題. 農村経済, 6(4): 53-64
- 文 八龍・権元 達 1983 食肉小売市場育成に関する研究. 韓国畜産科学研究报告, 3: 20-67

徐 中一・薛 仁俊 1972 牛・豚流通に関する研究. 韓国農林部農業経営研究所, ソウル, 155 頁
 隅谷三喜男 1983 岐路に立つ韓国経済. 世界, 455 (10): 131-143
 食肉問題研究会 1976 わかりやすい牛肉の価格安定

制度. 食品産業新聞社, 東京, 85-86 頁
 高橋伊一郎 1985 農産物市場論. 明文書房, 東京, 200-202 頁
 土屋圭造 1973 牛肉と豚肉の相対価格. 農業協同組合, 19(9): 139-145

Summary

It is quite natural that the meat consumption is increasing in Korea due to the increase in population and national income.

It is difficult to depress only the retail price of meat because the factor prices of meat production have continued to rise and the economies of scale do not work on the production of meat owing to traditional methods of small scale production.

Even if the price regulation is temporarily successful by means of the administrative power, this will simply result in the increase of consumption of meat, the chronic shortage of the supply of meat, and the disorder of market system. This study is written under the basis of the above recognition.

In order to suggest the improvement of price system for the meat in Korea, special attention has been focussed on the changing process of Korean retail price system of meat and the clarification of problems of current retail price system of meat in Korea.

The results of analysis in this study can be summarized as follows:

1. Since the Korean War, the policy for the retail price of meat has not been taken into effect in support of the producer price. Rather, it has been sustained to restrain the consumer price from going up. That is, the Government took the measures of lowering the meat price when the price of meat rose, whereas it choose a policy of price realization when the meat price fell down.

2. The farm price of Korean Native Cattle was barely up to the 85 % level of production cost in the year of 1981. Compared to the 1984 Korean retail price of meat, Japanese retail price of meat is twice as high as Korean retail price. The important reason for this is that the Korean Government enforced the policy of price ceiling; Korean retail price is lower than Japanese retail price. The Government aggravated the disequilibrium of market. Therefore, the Government should discard current price guide and regulations to equilibrate demand and supply, and establish the price stabilization scheme in the price policy for meat. As a calculation basis of floor price of price stabilization band of beef, it is advisable that the Government must use the marginal production cost of breeding farm. In the case of pork, it is more favorable to adopt the mechanism of the supply-and-demand equilibrium.

3. In Korea, while the wholesale price of meat and the price of livestock at livestock market are decided by the principle of price formation under the free market system. The retail price of meat is set and regulated by the administrative. Consequently, normal function of wholesale market is interrupted and contracted; volume of transactions in the direct market was increased. As a result of this, problems of black market and a sanitary problem took place, which increased a family burden.

4. In order to change meat consumption pattern of Korean who prefer beef to pork, the relative price ratio of beef to pork should be increased from two to one to the higher. For this the price of beef is to be upward-adjusted.

5. Even if there exists the difference in quality of meat, the retail price of meat is the same. So it is hard for consumers to buy high quality meat and the breeding farm is difficult to breed livestock with high quality. Accordingly, a price differentiation system should be introduced according to the meat grading.